

後志広域連合

特定健康診査等実施計画

第3期計画（平成30年度～平成35年度）

平成30年3月

後 志 広 域 連 合

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 背景及び趣旨	1
2 特定健康診査・特定保健指導の対象となる生活習慣病	1
3 メタボリックシンドロームに着目する意義	1
4 計画の位置付け	1
5 計画の期間	2
第2章 第2期の評価	2
1 目標の達成状況	2
2 特定健康診査未受診者の状況	4
3 医療費の状況	6
4 疾病別医療費	7
第3章 特定健康診査・特定保健指導の目標と実施	9
1 目標に向けて	9
2 目標の設定	9
3 特定健康診査・特定保健指導の実施方法	13
第4章 個人情報の保護	50
1 記録の保存方法	50
2 個人情報の取扱い	50
第5章 特定健康診査等実施計画の公表・周知	50
第6章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し	50

第1章 計画策定にあたって

1. 背景及び趣旨

わが国では、国民皆保険制度のもと、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界有数の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。

しかしながら、医療技術の進歩や急速な少子高齢化などによる医療費の増加、経済の低成長への移行などの大きな環境変化の中、医療保険制度を堅持し、将来にわたり持続可能なものとしていくためには、その構造改革が急務となっています。

国は、このような状況に対応するため、平成20年度から「高齢者の医療の確保に関する法律（以下、「法」という。）」に基づいて、保険者は40歳から74歳の被保険者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとしました。

後志広域連合においてもこうした背景に基づき、第1期特定健康診査等実施計画（平成21年度～平成24年度）及び第2期特定健康診査等実施計画（平成25年度～平成29年度）を策定し、被保険者に対し、糖尿病等の生活習慣病に着目した特定健康診査及び特定保健指導を実施してきました。

このたび、前計画の計画期間終了に伴い、第2期計画の実施結果から見えてきた課題等を整理し、特定健康診査・特定保健指導の実施内容及び新たな目標を設定した、第3期特定健康健康診査等実施計画を策定します。

2. 特定健康診査・特定保健指導の対象となる生活習慣病

特定健康診査及び特定保健指導の対象となる生活習慣病は、糖尿病、脂質異常症、高血圧症、その他の生活習慣病であって、内臓脂肪の蓄積に起因するものです。

これは、内臓脂肪型肥満に加え、高血糖、脂質異常、高血圧が重複した状態では、虚血性疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高くなるというメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の概念に基づくものです。

特定健康診査及び特定保健指導を通じて、その該当者及び予備群に対し、運動習慣の定着やバランスのとれた食生活、禁煙などの生活習慣の改善を行うことにより、発症リスクの低減を図ることが可能となります。

3. メタボリックシンドロームに着目する意義

平成17年4月に、日本内科学会内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示しました。これは、内臓脂肪型肥満に起因する糖尿病等の生活習慣病は予防可能であり、発症した後でも、血糖、血圧等をコントロールすることにより重症化を予防することが可能であるという考え方を基本としています。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積、体重増加等が様々な疾患の原因となることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって、生活習慣の改善に向けての明確な動機づけができるようになります。

4. 計画の位置付け

この計画は、国の「特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針」（法第18条）（以下「基本指針」という。）に基づき、保険者である後志広域連合が策定する計画であり、北海道医療費適正化計画と十分な整合性を図るものとします。

5. 計画の期間

計画の策定期間は6年を1期としており、本計画は平成30年度から平成35年度までの6か年計画とします。

第2章 第2期の評価

1 目標の達成状況

(1) 特定健康診査実施率

後志広域連合の平成28年度の実施率は、32.49%であり、全道平均の27.65%を上回っているものの、平成29年度の目標値を下回る見込みとなっております。

また、平成28年度における関係町村間の受診率を見ると、最も受診率が高い町村と最も受診率が低い町村の間で41.41%のひらきがあるなど、大きく乖離している現状にあります。

基本指針では、第2期計画の最終年度である平成29年度において、市町村国保の40歳から74歳までの対象者の60%以上が受診することを目標として定められています。

後志広域連合として、第2期計画開始年度（平成25年度）の実施率と比較すると平成28年度時点での実施率は、4.72%増加していますが、平成28年度目標実施率である51%を下回る現状にあります。

実施率の推移は次のとおりです。

特定健診実施率の推移

市町村名	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度
	実施率	目標実施率	実施率	目標実施率	実施率	目標実施率	実施率	H28目標実施率	目標実施率
島牧村	14.21%	30%	32.00%	35%	33.99%	40%	11.07%	50%	60%
黒松内町	31.32%	30%	29.25%	35%	34.97%	40%	35.19%	50%	60%
蘭越町	25.27%	30%	25.09%	35%	26.58%	40%	26.81%	50%	60%
二セコ町	26.61%	30%	23.78%	35%	24.01%	40%	32.66%	50%	60%
真狩村	25.24%	30%	23.71%	35%	35.97%	40%	35.55%	50%	60%
留寿都村	40.05%	40%	42.18%	45%	35.59%	50%	40.25%	55%	60%
喜茂別町	34.07%	45%	39.17%	49%	47.61%	53%	49.29%	57%	60%
京極町	32.28%	35%	28.81%	40%	24.54%	45%	32.54%	50%	60%
倶知安町	29.40%	30%	30.98%	35%	32.38%	40%	33.08%	50%	60%
共和町	32.78%	40%	39.62%	45%	40.48%	50%	44.58%	55%	60%
泊村	28.19%	30%	22.04%	35%	32.20%	40%	26.98%	50%	60%
神恵内村	25.64%	30%	29.69%	35%	26.78%	40%	40.59%	50%	60%
積丹町	21.93%	30%	19.50%	35%	22.08%	40%	25.34%	50%	60%
古平町	15.26%	30%	16.40%	35%	14.30%	40%	19.93%	50%	60%
仁木町	23.91%	30%	22.91%	35%	23.10%	40%	22.63%	50%	60%
赤井川村	51.08%	50%	49.33%	52%	46.98%	54%	52.48%	56%	60%
後志広域連合	27.77%	33%	28.77%	38%	30.24%	42%	32.49%	51%	60%
道集計	24.70%	—	26.10%	—	27.08%	—	27.65%	—	—

※平成27年度の対象者数及び受診者数は、特定健診・特定保健指導実施結果集計表法定報告速報値（道国保連）の値を使用している。

※平成27年度及び平成29年度の目標実施率は後志広域連合特定健康診査等実施計画の第2期の値を使用している。

※平成29年度目標値の算定は、平成27年度対象受診者数及び受診者数を基準としている。

(2) 特定保健指導実施率

後志広域連合の平成28年度の実施率は42.40%であり、基本指針では、第2期計画の最終年度である平成29年度において、特定保健指導が必要と判定された対象者の60%以上が受けることを目標として定められています。

後志広域連合として、第2期計画開始年度(平成25年度)の実施率と比較すると、平成28年度時点での実施率は7.12%増加していますが、平成28年度目標実施率である50%を下回る現状にあります。

実施率の推移は次のとおりです。

特定保健指導の推移

市町村名	平成25年度				平成26年度				平成27年度				平成28年度				平成29年度 目標 実施率
	合計(動機付け支援+積極的支援)				合計(動機付け支援+積極的支援)				合計(動機付け支援+積極的支援)				合計(動機付け支援+積極的支援)				
	対象者数 (人)	終了者数 (人)	実施率	目標 実施率	対象者数 (人)	終了者数 (人)	実施率	目標 実施率	対象者数 (人)	終了者数 (人)	実施率	目標 実施率	対象者数 (人)	終了者数 (人)	実施率	目標 実施率	
島牧村	6	4	66.67%	35%	5	3	60.00%	40%	6	3	50.00%	45%	4	1	25.00%	50%	60%
黒松内町	23	12	52.17%	35%	20	13	65.00%	40%	28	4	14.29%	45%	20	13	65.00%	50%	60%
蘭越町	35	11	31.43%	35%	31	8	25.81%	40%	38	20	52.63%	45%	38	21	55.26%	50%	60%
ニセコ町	34	12	35.29%	35%	31	6	19.35%	40%	25	8	32.00%	45%	45	10	22.22%	50%	60%
真狩村	30	8	26.67%	35%	26	13	50.00%	40%	30	11	36.67%	45%	32	18	56.25%	50%	60%
留寿都村	18	7	38.89%	35%	27	8	29.63%	40%	19	8	42.11%	45%	28	5	17.86%	50%	60%
喜茂別町	23	9	39.13%	35%	28	16	57.14%	40%	31	22	70.97%	45%	23	15	65.22%	50%	60%
京極町	33	5	15.15%	35%	26	2	7.69%	40%	26	7	26.92%	45%	27	9	33.33%	50%	60%
倶知安町	74	40	54.05%	35%	79	44	55.70%	40%	84	53	63.10%	45%	83	51	61.45%	50%	60%
共和町	42	12	28.57%	35%	58	11	18.97%	40%	67	18	26.87%	45%	61	11	18.03%	50%	60%
泊村	15	3	20.00%	35%	11	3	27.27%	40%	14	3	21.43%	45%	8	1	12.50%	50%	60%
神恵内村	4	1	25.00%	35%	5	5	100.00%	40%	4	3	75.00%	45%	9	4	44.44%	50%	60%
積丹町	16	1	6.25%	35%	13	10	76.92%	40%	16	15	93.75%	45%	19	18	94.74%	50%	60%
古平町	12	1	8.33%	35%	8	2	25.00%	40%	12	1	8.33%	45%	12	0	0.00%	50%	60%
仁木町	36	11	30.56%	35%	38	6	15.79%	40%	30	7	23.33%	45%	25	7	28.00%	50%	60%
赤井川村	10	8	80.00%	35%	10	5	50.00%	40%	8	3	37.50%	45%	7	3	42.86%	50%	60%
後志広域連合	411	145	35.28%	35%	416	155	37.26%	40%	438	186	42.47%	45%	441	187	42.40%	50%	60%
道集計			28.60%	—	29,108	8,468	29.10%		29,193	9,028	30.93%		27,729	9,310	33.57%		

※平成27年度の対象者数及び受診者数は、特定健診・特定保健指導実施結果集計表法定報告速報値(道国保連)の値を使用している。

※平成27年度及び平成29年度の目標実施率は後志広域連合特定健康診査等実施計画の第2期の値を使用している。

※平成29年度目標値の算定は、平成27年度対象者数及び利用者数を基準としている。

2 特定健康診査未受診者の状況

特定健康診査の未受診者の動向等を把握するため、平成27年度に4町村（黒松内町、真狩村、喜茂別町及び泊村）及び平成28年度に3町（ニセコ町、京極町及び共和町）で実施した特定健康診査等未受診者対策事業による意向調査によると、「特定健康診査未受診の理由」と「特定健康診査を受診しやすくなる方法」について、次のとおり結果となりました。

(1) 調査方法

特定健康診査の未受診者を対象に、意向調査票、特定健康診査受診勧奨用パンフレットなどと返信用封筒を同封して発送しました。

※発送者数 3,414人 返信者数 1,073人 返送率 31.4%

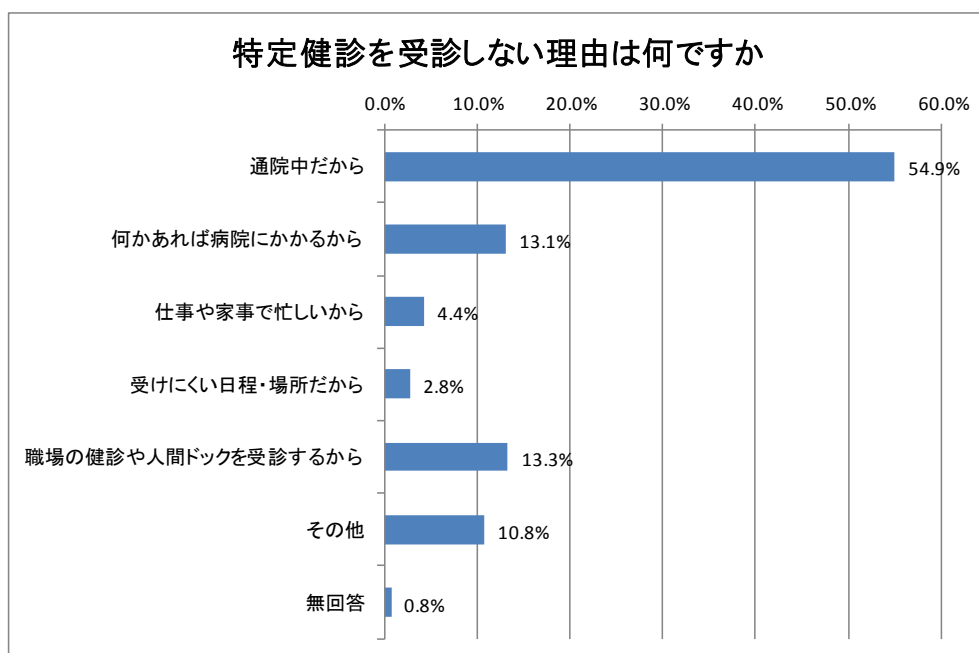
(2) 意向調査結果概要

①特定健康診査未受診の理由 設問回答者数 390人

意向調査の結果、「通院中だから」が全体の54.9%を占めており、次いで、「職場の健診や人間ドックを受診するから」13.3%、「何かあれば病院にかかるから」13.1%という回答となっています。

【特定健診を受診しない理由は何ですか】

選択肢項目	回答者数	回答率
通院中だから	214	54.9%
何かあれば病院にかかるから	51	13.1%
仕事や家事で忙しいから	17	4.4%
受けにくい日程・場所だから	11	2.8%
職場の健診や人間ドックを受診するから	52	13.3%
その他	42	10.8%
無回答	3	0.8%
合計	390	100.0%

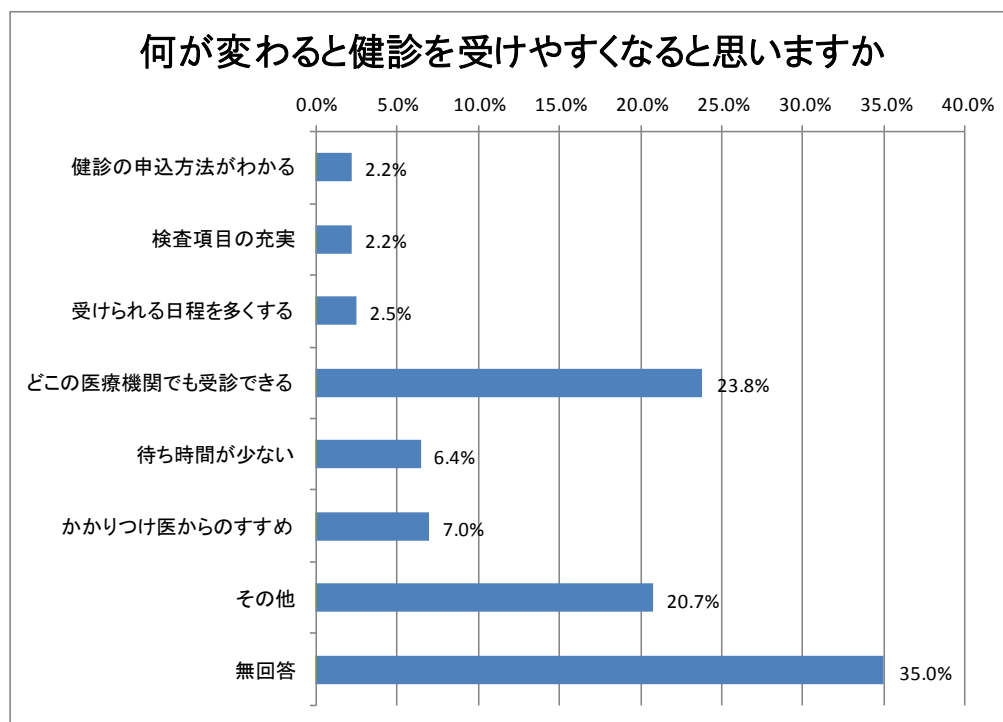


②特定健康診査を受診しやすくなる方法 設問回答者数 357人

意向調査の結果、「どこの医療機関でも受診できる」が全体の23.8%を占めており、次いで「その他」が20.7%という回答となっています。「その他」の回答としては、「受診医療機関の設備等の充実」、「開催時期」、「健康意識の向上」などが挙げられていました。

【何が変わると健診を受けやすくなると思いますか】

回答選択肢項目	回答者数	回答率
健診の申込方法がわかる	8	2.2%
検査項目の充実	8	2.2%
受けられる日程を多くする	9	2.5%
どこの医療機関でも受診できる	85	23.8%
待ち時間が少ない	23	6.4%
かかりつけ医からのすすめ	25	7.0%
その他	74	20.7%
無回答	125	35.0%
合計	357	100.0%



3 医療費の状況

後志広域連合の平成27年度医療費は、64億758万6,757円、一人当たりの医療費は37万3,577円となっています。

医療費の推移と一人当たり医療費の推移は、次のとおりとなります。

医療費の推移

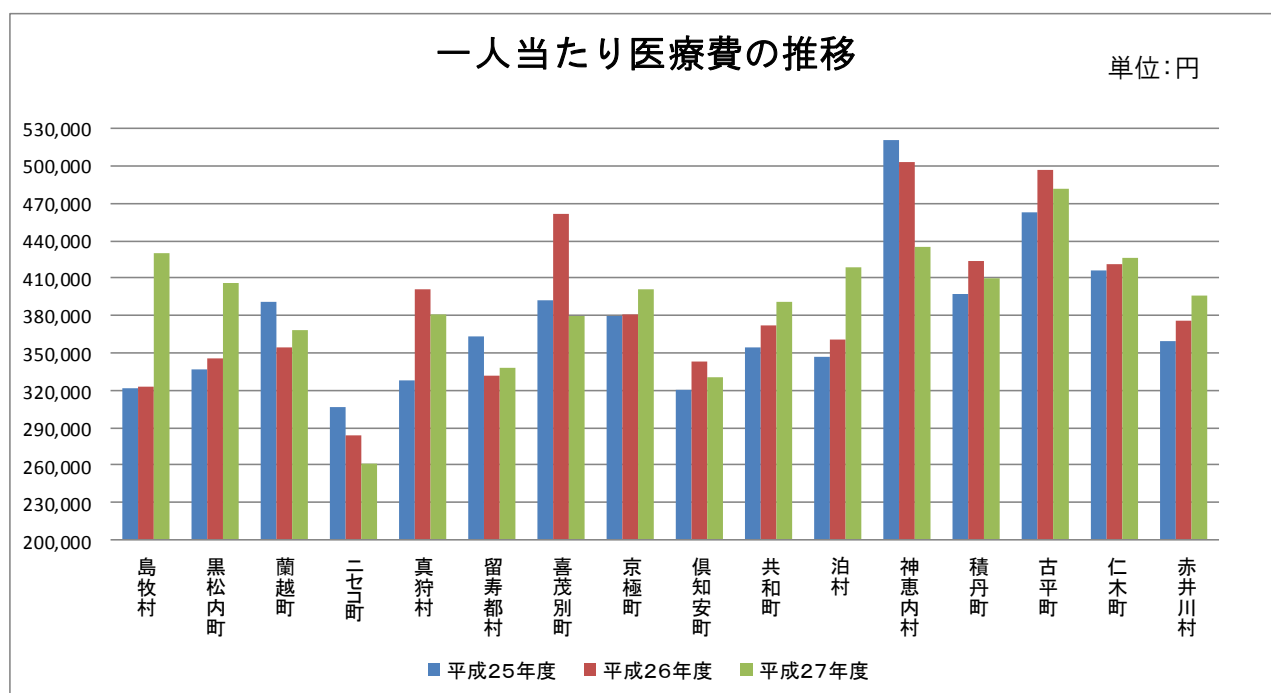
	平成25年度	平成26年度	平成27年度
島牧村	185,761,931	172,130,441	214,218,883
黒松内町	250,633,607	250,409,009	283,042,510
蘭越町	634,569,993	574,966,008	583,528,427
二セコ町	508,004,169	461,761,360	425,280,542
真狩村	293,542,258	356,255,604	327,554,340
留寿都村	224,647,787	198,773,800	189,214,036
喜茂別町	295,936,442	323,351,433	251,347,339
京極町	351,000,982	337,634,318	328,427,005
倶知安町	1,309,195,847	1,347,510,523	1,257,600,578
共和町	693,538,371	704,663,324	701,007,978
泊村	175,034,952	164,668,339	182,322,673
神恵内村	148,052,451	135,274,763	113,146,728
積丹町	409,008,248	413,240,480	376,739,620
古平町	536,369,902	545,410,692	498,286,882
仁木町	582,657,005	566,645,984	543,353,323
赤井川村	127,693,168	128,871,593	132,515,893
後志広域連合	6,725,647,113	6,681,567,671	6,407,586,757

※医療費：入院、入院外、歯科、調剤、食事療養、訪問看護及び療養費を合算したもの(療養諸費)

一人当たり医療費の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
島牧村	321,944	322,342	430,158
黒松内町	336,421	345,392	406,087
蘭越町	390,505	354,917	368,855
二セコ町	306,766	284,161	261,550
真狩村	327,614	401,189	380,435
留寿都村	363,508	331,290	337,882
喜茂別町	392,489	461,931	380,253
京極町	380,283	380,647	400,521
倶知安町	320,881	342,529	330,948
共和町	354,933	371,854	391,406
泊村	346,604	360,325	419,133
神恵内村	521,311	502,880	435,180
積丹町	397,868	424,272	410,392
古平町	462,787	497,184	482,369
仁木町	416,184	420,985	426,159
赤井川村	359,699	375,719	395,570
後志広域連合	362,393	373,397	373,577

※一人当たり医療費：医療費年間合計額を年間平均被保険者数で除したもの



4 疾病別医療費

後志広域連合における医療費の疾病別状況については、生活習慣病が大きな要因とされる「循環器系の疾患」及び「内分泌、栄養及び代謝疾患」が約25%を占め、さらには「新生物」、「消化器系の疾患」をあわせると50%以上を占めています。

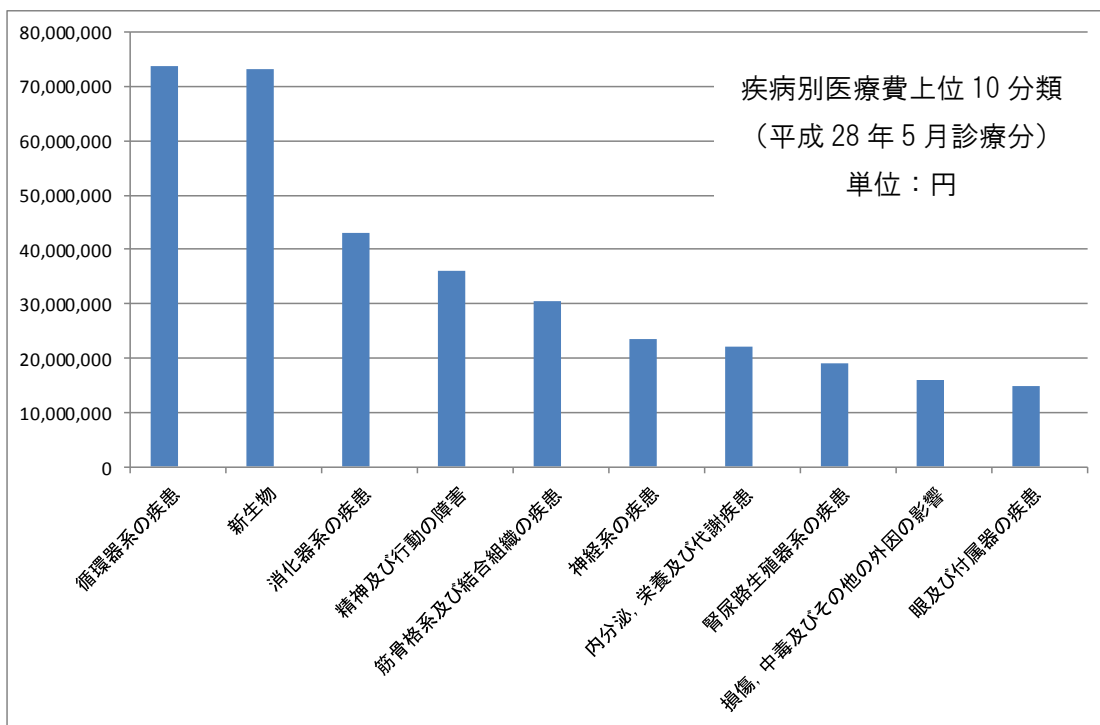
疾病分類別（20分類）上位10分類の医療費

（国保連合会疾病分類統計表平成28年5月診療分より）

後志広域連合

40歳から74歳(男女計)

順位	疾病分類	医療費(円)	構成割合
1	循環器系の疾患	73,916,170	19.36%
2	新生物	73,339,940	19.21%
3	消化器系の疾患	43,170,340	11.31%
4	精神及び行動の障害	36,018,460	9.44%
5	筋骨格系及び結合組織の疾患	30,613,930	8.02%
6	神経系の疾患	23,550,530	6.17%
7	内分泌、栄養及び代謝疾患	22,011,960	5.77%
8	腎尿路生殖器系の疾患	18,941,920	4.96%
9	損傷、中毒及びその他の外因の影響	15,883,090	4.16%
10	眼及び付属器の疾患	14,762,900	3.87%



後志広域連合における疾病分類（上位10項目）を、年齢及び性別毎に区分すると次のとおりとなります。

後志広域連合		40歳から64歳(男計)	
順位	疾病分類	医療費(円)	構成割合
1	精神及び行動の障害	13,098,320	15.84%
2	循環器系の疾患	12,610,540	15.25%
3	新生物	12,283,930	14.85%
4	消化器系の疾患	12,227,070	14.79%
5	神経系の疾患	8,159,300	9.87%
6	腎尿路生殖器系の疾患	6,237,150	7.54%
7	筋骨格系及び結合組織の疾患	5,007,570	6.06%
8	内分泌, 栄養及び代謝疾患	3,880,050	4.69%
9	呼吸器系の疾患	2,656,320	3.21%
10	感染症及び寄生虫症	2,254,480	2.73%

後志広域連合		40歳から64歳(女計)	
順位	疾病分類	医療費(円)	構成割合
1	精神及び行動の障害	11,958,690	18.78%
2	循環器系の疾患	9,529,660	14.96%
3	消化器系の疾患	7,631,250	11.98%
4	新生物	5,883,600	9.24%
5	神経系の疾患	5,405,720	8.49%
6	筋骨格系及び結合組織の疾患	4,533,400	7.12%
7	腎尿路生殖器系の疾患	4,258,090	6.69%
8	内分泌, 栄養及び代謝疾患	3,933,600	6.18%
9	損傷, 中毒及びその他の外因の影響	3,602,740	5.66%
10	呼吸器系の疾患	2,180,060	3.42%

後志広域連合		65歳から74歳(男計)	
順位	疾病分類	医療費(円)	構成割合
1	新生物	29,800,560	26.86%
2	循環器系の疾患	20,115,900	18.13%
3	消化器系の疾患	10,587,580	9.54%
4	眼及び付属器の疾患	7,758,780	6.99%
5	内分泌, 栄養及び代謝疾患	7,057,980	6.36%
6	神経系の疾患	5,755,910	5.19%
7	筋骨格系及び結合組織の疾患	5,748,700	5.18%
8	損傷, 中毒及びその他の外因の影響	5,462,410	4.92%
9	腎尿路生殖器系の疾患	5,227,180	4.71%
10	精神及び行動の障害	4,435,360	4.00%

後志広域連合		65歳から74歳(女計)	
順位	疾病分類	医療費(円)	構成割合
1	循環器系の疾患	31,660,070	25.45%
2	新生物	25,371,850	20.40%
3	筋骨格系及び結合組織の疾患	15,324,260	12.32%
4	消化器系の疾患	12,724,440	10.23%
5	内分泌, 栄養及び代謝疾患	7,140,330	5.74%
6	精神及び行動の障害	6,526,090	5.25%
7	損傷, 中毒及びその他の外因の影響	5,316,530	4.27%
8	眼及び付属器の疾患	4,403,120	3.54%
9	神経系の疾患	4,229,600	3.40%
10	腎尿路生殖器系の疾患	3,219,500	2.59%

第3章 特定健康診査・特定保健指導の目標と実施

1 目標に向けて

被保険者が自らの生活習慣や健康課題に気づき、行動変容できるよう支援する機会を増やすため、第2章「第2期の評価」で判明した課題である特定健康診査未受診者への受診勧奨及び受診しやすい体制づくりを行っていくことで、生活習慣病の発症や重症化予防を目指します。

2 目標の設定

平成30年度から平成35年度までの特定健康診査・特定保健指導の対象者数は、過去4年間における国民健康保険被保険者数の伸び率を参考にし、また、目標値につきましては、基本指針に掲げる国の目標（平成35年度時60%）や後志広域連合の実施率の実績を踏まえ、以下のとおり設定します。

【後志広域連合】

区 分		30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
特定健診	対象者数	9,745人	9,072人	8,446人	7,863人	7,293人	6,789人
	実施者数	3,534人	3,662人	3,920人	3,993人	4,039人	4,080人
	実施率	36%	40%	46%	51%	55%	60%
特定保健指導	対象者数	449人	466人	498人	507人	514人	517人
	実施者数	199人	224人	259人	281人	303人	330人
	実施率	44%	48%	52%	55%	59%	64%

【島牧村】

区 分		30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
特定健診	対象者数	250人	233人	217人	202人	187人	174人
	実施者数	75人	81人	97人	101人	104人	105人
	実施率	30%	35%	45%	50%	55%	60%
特定保健指導	対象者数	7人	7人	8人	9人	9人	9人
	実施者数	3人	3人	4人	5人	5人	5人
	実施率	40%	40%	45%	50%	55%	60%

【黒松内町】

区 分		30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
特定健診	対象者数	420人	391人	364人	339人	315人	293人
	実施者数	156人	156人	164人	169人	174人	176人
	実施率	37%	40%	45%	50%	55%	60%
特定保健指導	対象者数	21人	21人	22人	23人	23人	24人
	実施者数	8人	8人	10人	12人	13人	14人
	実施率	40%	40%	45%	50%	55%	60%

【蘭越町】

区 分		30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
特定健診	対象者数	981人	912人	849人	790人	735人	684人
	実施者数	294人	319人	382人	395人	405人	411人
	実施率	30%	35%	45%	50%	55%	60%
特 定 保 健 指 導	対象者数	37人	40人	48人	50人	51人	52人
	実施者数	20人	22人	29人	30人	31人	31人
	実施率	55%	55%	60%	60%	60%	60%

【二七〇町】

区 分		30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
特定健診	対象者数	937人	872人	811人	755人	702人	654人
	実施者数	328人	349人	365人	377人	387人	393人
	実施率	35%	40%	45%	50%	55%	60%
特 定 保 健 指 導	対象者数	40人	43人	45人	46人	47人	48人
	実施者数	12人	15人	18人	21人	24人	29人
	実施率	30%	35%	40%	45%	50%	60%

【真狩村】

区 分		30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
特定健診	対象者数	455人	423人	394人	367人	341人	317人
	実施者数	173人	169人	177人	183人	188人	191人
	実施率	38%	40%	45%	50%	55%	60%
特 定 保 健 指 導	対象者数	34人	33人	35人	36人	37人	38人
	実施者数	17人	17人	19人	20人	22人	23人
	実施率	50%	50%	55%	55%	60%	60%

【留寿都村】

区 分		30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
特定健診	対象者数	284人	264人	246人	229人	213人	198人
	実施者数	122人	119人	118人	114人	118人	119人
	実施率	43%	45%	48%	50%	55%	60%
特 定 保 健 指 導	対象者数	21人	20人	20人	19人	20人	20人
	実施者数	6人	7人	8人	9人	10人	12人
	実施率	30%	35%	40%	45%	50%	60%

【喜茂別町】

区 分		30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
特定健診	対象者数	375人	349人	324人	302人	281人	261人
	実施者数	187人	181人	175人	169人	163人	157人
	実施率	50%	52%	54%	56%	58%	60%
特 定 保 健 指 導	対象者数	25人	25人	24人	23人	22人	21人
	実施者数	18人	18人	17人	16人	15人	15人
	実施率	70%	70%	70%	70%	70%	70%

【京極町】

区 分		30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
特定健診	対象者数	453人	422人	392人	365人	340人	316人
	実施者数	159人	169人	176人	182人	187人	190人
	実施率	35%	40%	45%	50%	55%	60%
特定 保健指導	対象者数	27人	29人	30人	31人	32人	32人
	実施者数	9人	12人	14人	16人	18人	19人
	実施率	35%	40%	45%	50%	55%	60%

【俱知安町】

区 分		30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
特定健診	対象者数	2,188人	2,036人	1,894人	1,762人	1,640人	1,526人
	実施者数	766人	814人	852人	881人	902人	916人
	実施率	35%	40%	45%	50%	55%	60%
特定 保健指導	対象者数	84人	90人	94人	97人	99人	100人
	実施者数	50人	56人	60人	64人	67人	70人
	実施率	60%	62%	64%	66%	68%	70%

【共和町】

区 分		30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
特定健診	対象者数	1,047人	974人	906人	843人	784人	730人
	実施者数	502人	487人	471人	455人	440人	438人
	実施率	48%	50%	52%	54%	56%	60%
特定 保健指導	対象者数	59人	57人	55人	53人	52人	51人
	実施者数	15人	17人	19人	21人	26人	31人
	実施率	25%	30%	35%	40%	50%	60%

【泊村】

区 分		30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
特定健診	対象者数	245人	228人	212人	197人	183人	171人
	実施者数	73人	80人	95人	99人	101人	103人
	実施率	30%	35%	45%	50%	55%	60%
特定 保健指導	対象者数	11人	12人	14人	14人	15人	15人
	実施者数	2人	4人	6人	7人	8人	9人
	実施率	20%	30%	40%	50%	55%	60%

【神恵内村】

区 分		30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
特定健診	対象者数	155人	144人	134人	125人	116人	108人
	実施者数	67人	65人	65人	63人	64人	65人
	実施率	43%	45%	48%	50%	55%	60%
特定 保健指導	対象者数	6人	6人	6人	6人	6人	6人
	実施者数	4人	4人	4人	4人	4人	4人
	実施率	60%	60%	60%	60%	60%	60%

【積丹町】

区 分		30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
特定健診	対象者数	545人	512人	481人	452人	398人	374人
	実施者数	164人	179人	216人	226人	219人	225人
	実施率	30%	35%	45%	50%	55%	60%
特定 保健指導	対象者数	20人	22人	26人	28人	27人	27人
	実施者数	17人	19人	22人	23人	23人	23人
	実施率	85%	85%	85%	85%	85%	85%

【古平町】

区 分		30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
特定健診	対象者数	497人	462人	430人	400人	372人	346人
	実施者数	149人	162人	193人	200人	205人	208人
	実施率	30%	35%	45%	50%	55%	60%
特定 保健指導	対象者数	13人	14人	17人	17人	18人	18人
	実施者数	3人	4人	6人	7人	9人	11人
	実施率	25%	30%	35%	40%	50%	60%

【仁木町】

区 分		30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
特定健診	対象者数	729人	678人	631人	587人	546人	508人
	実施者数	219人	237人	284人	294人	301人	305人
	実施率	30%	35%	45%	50%	55%	60%
特定 保健指導	対象者数	36人	39人	47人	48人	50人	50人
	実施者数	11人	14人	19人	22人	25人	30人
	実施率	30%	35%	40%	45%	50%	60%

【赤井川村】

区 分		30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
特定健診	対象者数	185人	172人	160人	149人	138人	129人
	実施者数	100人	95人	90人	85人	81人	78人
	実施率	54%	55%	56%	57%	58%	60%
特定 保健指導	対象者数	8人	8人	7人	7人	6人	6人
	実施者数	4人	4人	4人	4人	3人	4人
	実施率	45%	45%	50%	55%	55%	60%

3 特定健康診査・特定保健指導の実施方法

特定健康診査・特定保健指導の実施方法については、設定された目標値を目指し、関係町村の実情に合わせて実施します。（保険者として実施すべき基本的な項目を「共通事項」に、関係町村の個別事項を町村ごとに記載します。）

【共通事項】

		特定健康診査	
対象者	<p>40歳から74歳（当該年度に75歳に達する者を含む）までの後志広域連合国民健康保険被保険者で、年度途中に加入及び脱退等の異動のない方を対象とします。</p> <p>なお、妊産婦その他の厚生労働大臣が定める者（刑務所入所中、海外在住、長期入院等）につきましては、特定健康診査の対象外となります。</p>		
実施項目	基本的な健診項目	問診	服薬歴、既往歴、生活習慣に関する項目、自覚症状等
		診察	理学的所見
		身体計測	身長・体重・腹囲・BMI
		血圧測定	
		血中脂質検査	中性脂肪 HDL-Cコレステロール LDL-Cコレステロール（又はnon-HDL）
		肝機能検査	GOT・GPT・ γ -GTP
		血糖検査	空腹時血糖（やむを得ない場合は随時血糖）及びヘモグロビンA1c（HbA1c）
		尿検査	糖及び蛋白
	詳細な検診の項目 ※一定の基準のもと、医師が必要と判断したものを選択	貧血検査	ヘマトクリット値、血色素量、赤血球数
		心電図検査	
眼底検査			
血清クレアチニン検査		eGFRによる腎機能を評価	

特定保健指導						
対象者	特定健康診査の結果などから、内臓脂肪の蓄積程度（腹囲・BMI）とリスク要因の数により階層化し、保健指導の必要性に応じて、「動機付け支援」、「積極的支援」となった人を対象とします。 ■特定保健指導の対象者（階層化）					
	腹囲	追加リスク		④喫煙歴	対象	
		① 血糖 ②脂質 ③ 血圧			40-64歳	65-74歳
	≥85cm（男性）	2つ以上該当	あり	なし	積極的支援	動機付け支援
	≥90cm（女性）	1つ該当				
	上記以外で BMI≥25	3つ該当	あり	なし	積極的支援	動機付け支援
2つ該当						
1つ該当						
(1) 血糖：空腹時血糖値が、100mg/dl以上、HbA1c（NGSP値）5.6%以上又は随時血糖値が100mg/dl以上 (2) 脂質：中性脂肪150mg/dl以上又はHDLコレステロール40mg/dl未満 (3) 血圧：収縮期130mmHg以上又は拡張期85mmHg以上 ※質問票より、血糖、脂質、血圧の薬剤治療を受けている人を除きます。						

【島牧村】

	特定健康診査	
実施方法	特定健康診査実施については、村民の利便性に配慮し、身近な場所での受診が可能となるように、健診機関に委託します。	
実施場所	集団健診	個別健診
	島牧村総合福祉医療センター	島牧診療所
実施期間	集団健診	個別健診
	9月 (1日間)	4月から翌年1月まで
自己負担額	40～69歳は1,000円 70～74歳は500円	
実施項目	「基本的な健診項目」に加え「詳細な健診項目」についても共通事項のとおり実施します。 また、村独自に、クレアチニン、尿酸を検査項目として追加します。	
受診方法	事前郵送の間診票を持参し特定健康診査会場又は健診機関で受診することとします。	
健診結果通知	健診結果については、保健師から通知します。	
周知・案内方法	集団健診	個別健診
	村内全戸配布とIP告知放送で周知します。国民健康保険被保険者全員への郵送物に健診案内を同封します。健診予約のない特定健康診査対象者全員に郵便で受診勧奨を行います。 1回目の集団健診後に未受診者に受診券を郵送し再度受診勧奨します	
インセンティブな取り組み	特になし	
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・健康増進法による健診とあわせて実施します。 ・健診対象者については、年度途中加入者も対象とします。また、30歳から39歳の方も集団健診の対象とします。 ・集団健診は肝炎ウイルス検査、前立腺がん検診、エキノコックス検査と同時受診できます。 	

【島牧村】

	特定保健指導	
実施方法	島牧村保健師が実施します。	
実施場所	対象者の自宅又は島牧村総合福祉医療センター	
実施期間	集団健診受診者	個別健診受診者
	次年度健診日までに特定保健指導最終評価が終了するよう期日を設定。	次年度健診日までに特定保健指導最終評価が終了するよう期日を設定。
自己負担額	無料	
実施内容	動機付け支援	積極的支援
	保健師の個人面接・指導のもとに行動計画を策定し、生活習慣の改善のための取組みに係る動機付けの支援をします。	保健師の個人面接・指導のもとに行動計画を策定し、対象者による主体的な取組みに資する適切な働きかけをします。
健診結果通知	健診結果については、保健師から通知します。	
周知・案内方法	健診結果に案内文を同封し、電話にて初回面接の案内を行います。	
インセンティブな取組み	特になし	
その他特記事項	特になし	

【黒松内町】

	特定健康診査	
実施方法	特定健康診査実施については、町民の利便性に配慮し、身近な場所での受診が可能となるように、健診機関に委託します。	
実施場所	集団健診	個別健診
	黒松内町保健福祉センター	黒松内町国保くろまつないブナの森診療所
実施期間	集団健診	個別健診
	5月（3日間）、11月上旬（1日間）の年2回（計4日間）	7月から翌年3月まで
自己負担額	無 料	
実施項目	「基本的な健診項目」を共通事項のとおり実施し、「詳細な健診項目」は全員実施します。 また、町独自に、尿酸を健診項目として追加します。	
受診方法	事前郵送の問診票を持参し特定健康診査会場又は健診機関で受診することとします。	
健診結果通知	健診結果については、保健師による結果説明会又は訪問、郵送にて受診者本人へ通知します。	
周知・案内方法	集団健診	個別健診
	個人通知、回覧、電話勧奨、防災無線放送により周知します。	個人通知、回覧、防災無線放送により周知します。
インセンティブな取り組み	特になし	
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ H 2 7 年度特定健診未受診者対策事業を実施 ・ 受診率向上のため、個別健診の実施期間を延長することや休日も受診可能となるよう、診療所との連携を目指します。 ・ 健康増進法による検診とあわせて実施します。 ・ 健診対象者については、年度途中加入者及び30歳から39歳の方も対象とします。 	

【黒松内町】

	特定保健指導	
実施方法	黒松内町保健師が実施します。	
実施場所	黒松内町保健福祉センター、又は個別に対応します。	
実施期間	集団健診受診者	個別健診受診者
	5月健診受診者は7月から、11月健診受診者は12月から開始	受診日から約2か月後に開始（9月から翌年5月までの随時）
自己負担額	無 料	
実施内容	動機付け支援	積極的支援
	保健師の個人面接・指導のもとに行動計画を策定し、生活習慣の改善のための取組みに係る動機付けの支援をします。	保健師の個人面接・指導のもとに行動計画を策定し、対象者による主体的な取組みに資する適切な働きかけをします。
健診結果通知	健診結果については、保健師による結果説明会又は訪問、郵送にて受診者本人へ通知します。	
周知・案内方法	<p>【集団健診受診者】 結果説明会時に初回面接で案内します。</p> <p>【個別健診受診者】 対象者に特定保健指導のお知らせを送付又は電話にて案内します。</p>	
インセンティブな取組み	特になし	
その他特記事項	特になし	

【蘭越町】

	特定健康診査	
実施方法	特定健康診査実施については、町民の利便性に配慮し、身近な場所での受診が可能となるように、健診機関に委託します。	
実施場所	集団健診	個別健診
	<ul style="list-style-type: none"> ・蘭越町保健福祉センター ・名駒生活改善センター（4月のみ） ・目名生活改善センター（4月のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・蘭越診療所 ・昆布温泉病院 ・倶知安厚生病院 ・岩内協会病院 ・北海道対がん協会（札幌がん検診センター）
実施期間	集団健診	個別健診
	4月（4日間）、10月（2日間）、1月（1日間） （計7日間）	4月から翌年3月まで
自己負担額	無 料	
実施項目	基本的な健診項目に加え、詳細な健診の項目のうち「貧血検査、眼底検査、血清クレアチニン検査」は追加項目の扱いとし、全員に実施します。「心電図検査」については共通事項のとおり実施します。	
受診方法	事前郵送の問診票を持参し、特定健康診査会場又は健診機関で受診することとします。	
健診結果通知	集団健診	個別健診
	健診結果については、結果説明会又は訪問、郵送にて蘭越町保健師から通知します。	昆布温泉病院、倶知安厚生病院、岩内協会病院、北海道対がん協会は、病院から健診結果を通知します。蘭越診療所は、蘭越町保健師から通知します。
周知・案内方法	集団健診は町内会ごとの案内配布。行政通信システムふれあい通信で放送、町広報誌、町施設へポスターを掲示し周知します。不定期受診者への葉書による個別勧奨を実施します。	国民健康保険被保険者全員へ健診案内を郵送します。町ホームページにも掲載します。
インセンティブな取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・健康ポイント事業 健康診査、各種がん検診等にポイントを付与し、受診や参加した町民の皆さんのカードは一定のポイントが貯まると、500円の商品券として使用できます。無料の方はポイントがつきません。	
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・健康増進法による健診とあわせて実施します。 ・健診対象者については、年度途中加入者も対象とします。 	

【蘭越町】

	特定保健指導	
実施方法	集団健診受診者	個別健診受診者
	蘭越町保健師、必要に応じて、栄養士、健康運動指導士が実施します。	蘭越町保健師、必要に応じて、栄養士、健康運動指導士が実施します。俱知安厚生病院受診の方は、俱知安厚生病院保健師が実施するよう委託します。
実施場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 蘭越町保健福祉センター ・ 名駒生活改善センター ・ 目名生活改善センター ・ 対象者の自宅 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 蘭越町保健福祉センター ・ 俱知安厚生病院 ・ 対象者の自宅
実施期間	受診日から2ヶ月以内に開始	受診日から2ヶ月以内に開始
自己負担額	無 料	
実施内容	動機付け支援	積極的支援
	保健師の個人面接・指導のもとに行動計画を策定し、生活習慣の改善のための取組みに係る動機付けの支援をします。	保健師の個人面接・指導のもとに行動計画を策定し、対象者による主体的な取組みに資する適切な働きかけをします。
健診結果通知	集団健診受診者	個別健診受診者
	健診結果については、各センターでの個人指導又は対象者自宅訪問時に、蘭越町保健師から通知します。	昆布温泉病院、岩内協会病院、北海道対がん協会は、病院から健診結果を通知します。俱知安厚生病院は、俱知安厚生病院保健師が、健診当日指導時に渡します。蘭越診療所は、個人指導又は対象者自宅訪問時に、蘭越町保健師から通知します。
周知・案内方法	蘭越町保健師から対象者へ連絡します。	蘭越町保健師から対象者へ連絡します。俱知安厚生病院は健診当日俱知安厚生病院保健師から指導があるため、案内はありません。
インセンティブな取組み	特になし	
その他特記事項	特になし	

【ニセコ町】

	特定健康診査	
実施方法	特定健康診査実施については、町民の利便性に配慮し、身近な場所での受診が可能となるように、健診機関に委託します。また、国保加入者人間ドック（総合健診）の健診項目として施設での実施も委託します。	
実施場所	集団健診	個別健診
	ニセコ町民センター	・ 倶知安厚生病院 ・ 札幌健診センター ・ 対がん協会札幌がん検診センター
実施期間	集団健診	個別健診
	5月、7月、10月 (1～2日間ずつ計5日間)	7月から翌年2月まで 4月
自己負担額	無 料	
実施項目	「基本的な健診項目」に加え「詳細な健診項目」についても共通事項のとおり実施します。	
受診方法	事前郵送の問診票を持参し特定健康診査会場又は健診機関で受診することとします。	
健診結果通知	健診結果については、保健師から通知します。	
周知・案内方法	集団健診	個別健診
	町内全戸配布、広報紙と町ホームページ、ラジオ放送告知で周知します。健診予約のない特定健康診査対象者全員に勸奨ハガキを送付し受診勸奨を行います。 前年度受診者で今年度受診申込がない者に勸奨通知を郵送し、再度受診勸奨します。	
インセンティブな取り組み	特になし	
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ H28年度特定健診未受診者対策事業を実施 ・ 受診率向上のため、通院者等の検査データを特定健康診査の受診結果として利用できるよう、健診機関との連携を検討します。 ・ 健康増進法による健診とあわせて実施します。 ・ 健診対象者については、年度途中加入者も対象とします。また、30歳から39歳の方も集団健診の対象とします。 	

【ニセコ町】

	特定保健指導	
実施方法	ニセコ町保健師が実施します。	
実施場所	対象者の自宅（電話又は訪問）	
実施期間	集団健診受診者	個別健診受診者
	受診日から2ヶ月以内に開始	受診日から2ヶ月以内に開始
自己負担額	無 料	
実施内容	動機付け支援	積極的支援
	保健師の個人面接・指導のもとに行動計画を策定し、生活習慣の改善のための取組みに係る動機付けの支援をします。	保健師の個人面接・指導のもとに行動計画を策定し、対象者による主体的な取組みに資する適切な働きかけをします。
健診結果通知	健診結果については、保健師から通知します。	
周知・案内方法	対象者に個別通知を行い、面接を実施します。	
インセンティブな取組み	特になし	
その他特記事項	特になし	

【真狩村】

	特定健康診査	
実施方法	特定健康診査実施については、村民の利便性に配慮し、身近な場所での受診が可能となるように、健診機関に委託します。	
実施場所	集団健診	個別健診
	・真狩村保健福祉センター ・農協会議室	真狩村野の花診療所
実施期間	集団健診	個別健診
	5月、12月、2月 (5月：1日、12月：2日間、2月：1日 計4日間)	4月から翌年3月まで
自己負担額	1,000円	
実施項目	「基本的な健診項目」に加え「詳細な健診項目」については、個別健診による眼底検査を除き全員実施します。 また、村独自に尿酸、白血球、血小板、潜血を健診項目として追加します。	
受診方法	受診者は事前に村に予約を行い、その名簿登載者に対し、事前に問診票又は受診案内を郵送し、当日、それを持参し、特定健康診査会場又は健診機関で受診することとします。	
健診結果通知	健診結果については、概ね1カ月後の健診結果説明会時に手交又は個別の郵送により通知します。	
周知・案内方法	集団健診	個別健診
	村広報紙、ホームページ及び防災無線で全村に周知します。また、対象者全員に個別通知による周知を行います。 健診予約のない特定健康診査対象者から過去の受診歴を勘案し必要に応じ、対象者を抽出のうえ、電話勧奨又は個別訪問を実施し受診勧奨を行います。	
インセンティブな取り組み	・北海道健康マイレージ事業を実施します。	
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・H27年度特定健診未受診者対策事業を実施 ・受診率向上のため、職場の健診や個人が独自で健診を受診している者に対し、村の関係機関と連携しながら、健診結果の提供を勧めます。 ・健康増進法による健診とあわせて実施します。 ・健診対象者については、年度途中加入者も対象とします。また、25歳から39歳の方も集団健診の対象とします。 	

【真狩村】

	特定保健指導	
実施方法	真狩村保健師又は管理栄養士が実施します。必要に応じ、一部業務委託を行います。	
実施場所	真狩村保健福祉センター及び村が指定する村内施設	
実施期間	集団健診受診者	個別健診受診者
	受診日から2ヶ月以内に開始	結果通知した日から2ヶ月以内(随時)
自己負担額	無 料	
実施内容	動機付け支援	積極的支援
	保健師又は管理栄養士の個人面接・指導のもとに行動計画を策定し、生活習慣の改善のための取組みに係る動機付けの支援をします。	保健師又は管理栄養士の個人面接・指導のもとに行動計画を策定し、対象者による主体的な取組みに資する適切な働きかけをします。
健診結果通知	なし	
周知・案内方法	対象者に個別通知を行い、面接を実施します。	
インセンティブな取組み	特になし	
その他特記事項	・健診受診者全員に対し、予防啓発リーフレットを活用し、情報提供を行います。	

【留寿都村】

	特定健康診査		
実施方法	特定健康診査実施については、村民の利便性に配慮し、身近な場所での受診が可能となるように、健診機関に委託します。		
実施場所	集団健診	個別健診	
	留寿都村公民館	節目健診 留寿都診療所	人間ドック 村が指定する健診機関 (その他特記事項参照)
実施期間	集団健診	個別健診	
	5月、12月 (2日間ずつ計4日間)	節目健診 7月中旬から翌年3月中旬まで	人間ドック 4月から翌年3月まで
自己負担額	集団健診	個別健診	
	1,000円 ※70歳以上及び市町村 村民税非課税世帯に属 する人は無料	節目健診 無料	人間ドック 8,000円 ※70歳以上及び市町 村民税非課税世帯に属 する人は無料
実施項目	「基本的な健診項目」に加え「詳細な健診項目」についても共通事項のとおり実施します。 また、村独自に、クレアチニン、尿酸、アミラーゼを項目に追加しています。		
受診方法	事前郵送の問診票を持参し特定健康診査会場又は健診機関で受診することとします。		
健診結果通知	健診結果については、村保健師または健診機関にて直接通知します。		
周知・案内 方法	集団健診	個別健診	
	村内地区回覧による チラシの全戸配布及び 防災広報無線による周 知	節目健診 対象者(その他特記事 項参照)へ個別通知	人間ドック 回覧板及び広報誌に よる周知。 農協にチラシを掲示 及び農協職員から人間 ドック受診の勧奨。
インセンティ ブな取組み	特になし		

<p>その他特記事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ H 2 9 年度特定健診未受診者対策事業を実施 ・ 健康増進法による健診と合わせて実施します。 ・ 健診対象者については、年度途中加入者及び 20 歳から 39 歳についても対象とします。 ・ 村が指定する健診機関とは「留寿都診療所」「J A 北海道厚生連札幌厚生病院」「J A 北海道厚生連倶知安厚生病院」「公益財団法人北海道対がん協会札幌がん検診センター」です。 ・ 節目健診の対象者は、当該年度に 40 歳、45 歳、50 歳、55 歳、60 歳、65 歳、69 歳に到達し、かつ、受診日時点で国民健康保険の被保険者とします。 ・ 節目健診及び人間ドックについては、特定健診の検査項目以外に詳細健診及び一部がん検診が含まれています。
----------------	--

【留寿都村】

	特定保健指導		
実施方法	留寿都村保健師、又は健診機関の保健師等が実施します。		
実施場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 留寿都村公民館で実施の健診結果説明会 ・ 留寿都村役場 ・ 対象者の自宅 ・ 健診機関 		
実施期間	<p style="text-align: center;">集団健診受診者</p> <p>受診日から2ヶ月以内に開始</p>	個別健診受診者	
		<p>節目健診</p> <p>受診日から2ヶ月以内に開始</p>	<p>人間ドック</p> <p>受診日から2ヶ月以内に開始 ※一部健診機関では健診当日に実施</p>
自己負担額	無 料		
実施内容	<p>動機付け支援</p> <p>保健師の個人面接・指導のもとに行動計画を策定し、生活習慣の改善のための取組みに係る動機付けの支援をします。</p>	<p>積極的支援</p> <p>保健師の個人面接・指導のもとに行動計画を策定し、対象者による主体的な取組みに資する適切な働きかけをします。</p>	
	<p>健診結果通知</p> <p>健診結果については保健師または健診機関から通知のうえ、郵送または直接返却します。</p>		
周知・案内方法	健診結果を返却する際に対象となる人へ通知をしています。		
インセンティブな取組み	特になし		
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 治療開始や服薬状況によって特定保健指導から外れる対象者への治療状況確認や保健指導も必要に応じて実施します。 ・ 健康増進法による健診とあわせて実施します。 		

【喜茂別町】

	特定健康診査	
実施方法	特定健康診査実施については、町民の利便性に配慮し、身近な場所での受診が可能となるように、健診機関に委託します。	
実施場所	集団健診	個別健診
	喜茂別町健康増進センター 対がん協会札幌健診センター	・喜茂別町立クリニック ・溪仁会円山クリニック ・J A 北海道厚生連倶知安厚生病院 ・対がん協会札幌健診センター
実施期間	集団健診	個別健診
	喜茂別町健康増進センター 10月（2日間） 対がん協会札幌健診センター 4月・7月・11月・2月（レディース検診とあわせて実施）	4月から翌年3月まで
自己負担額	無 料	
実施項目	「基本的な健診項目」に加え「詳細な健診項目」についても共通事項のとおり実施します。	
受診方法	事前郵送の問診票を持参し特定健康診査会場又は健診機関で受診することとします。	
健診結果通知	健診結果については、健診委託医療機関または保健師から通知します。	
周知・案内方法	集団健診	個別健診
	国民健康保険被保険者全員への郵送物に健診案内を同封します。特に、個別健診について詳しく周知していきます。健診予約のない特定健康診査対象者、特に過去に受診歴のある方を対象に電話・訪問勧奨を実施し受診勧奨を行います。	
インセンティブな取り組み	<p>・新喜茂別町健康ポイント事業 平成30・31年度2年間、【健診を受けた後の生活習慣改善と予防活動、社会参加等に取り組み、健康寿命延伸を目指す】ことを目的とした事業として実施。 30歳以上の町民が対象事業に参加により、その活動に応じたポイントシールが渡され、ポイントに応じた額の商品券を交付する。</p>	
その他特記事項	<p>・受診率向上のため、通院者等の検査データを特定健康診査の受診結果として利用できるよう、健診機関との連携を目指します。 ・健康増進法による健診とあわせて実施します。 ・個別健診の実施についての周知徹底を行います。 ・健診対象者については、年度途中加入者も対象とします。また、30歳から39歳の方も集団健診の対象とします。</p>	

【喜茂別町】

	特定保健指導	
実施方法	喜茂別町保健師が実施します。	
実施場所	対象者の自宅、健康増進センター等	
実施期間	集団健診受診者	個別健診受診者
	受診日から2ヶ月以内に開始	受診日から2ヶ月以内に開始
自己負担額	無 料	
実施内容	動機付け支援	積極的支援
	保健師の個人面接・指導のもとに行動計画を策定し、生活習慣の改善のための取組みに係る動機付けの支援をします。	保健師の個人面接・指導のもとに行動計画を策定し、対象者による主体的な取組みに資する適切な働きかけをします。
健診結果通知	健診結果については、健診委託医療機関または保健師から通知します。	
周知・案内方法	健診結果の通知の際に、特定保健指導の対象者であることを周知。後日保健師による訪問等にて、特定保健指導の面接を行うことを書面・電話等にて周知。	
インセンティブな取組み	特になし	
その他特記事項	特になし	

【京極町】

	特定健康診査	
実施方法	特定健康診査実施については、町民の利便性に配慮し、身近な場所での受診が可能となるよう健診機関に委託し、集団健診及び個別健診を実施します。	
実施場所	集団健診	個別健診
	・京極町公民館及び町が指定する施設 ・倶知安厚生病院	・ひまわりクリニックきょうごく
実施期間	集団健診	個別健診
	・京極町公民館及び町が指定する施設…4月、11月（2日間ずつ計4日間） ・倶知安厚生病院…11月（1日間）	4月から翌年3月まで
自己負担額	無料	
実施項目	「基本的な健診項目」に加え「詳細な健診項目」についても共通事項のとおり実施します。	
受診方法	事前郵送の問診票を持参し特定健康診査会場又は健診機関で受診することとします。	
健診結果通知	集団健診	個別健診
	健診結果については、保健師から結果説明会や郵送により通知します。	健診結果については、医療機関から通知します。
周知・案内方法	町広報や新聞折込み等で周知します。また、特定健康診査対象者については受診勧奨文書を送付し、窓口勧奨も実施します。また、10月時点での未受診者には再度受診文書を郵送します。	
インセンティブな取組み	1月～2月にかけて健康づくり教室を開催し、座学や運動講座により、参加者の健康増進に対する意識付けを推進します。	
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・H28年度特定健診未受診者対策事業を実施。 ・健康増進法による健診とあわせて実施します。 ・健診対象者については、年度途中加入者も対象とします。また、30歳から39歳の方も集団健診の対象とします。 	

【京極町】

	特定保健指導	
実施方法	京極町保健師及び栄養士が実施します。 俱知安厚生病院で集団検診を受けた方は、健診機関で実施します。	
実施場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町が指定する施設および対象者の自宅 ・ 俱知安厚生病院 	
実施期間	集団健診受診者	個別健診受診者
	受診日から2ヶ月以内に開始	受診日から2ヶ月以内に開始
自己負担額	無 料	
実施内容	動機付け支援	積極的支援
	保健師の個人面接・指導のもとに行動計画を策定し、生活習慣の改善のための取組みに係る動機付けの支援をします。	保健師の個人面接・指導のもとに行動計画を策定し、対象者による主体的な取組みに資する適切な働きかけをします。
健診結果通知	健診結果については、保健師及び栄養士から通知します。	
周知・案内方法	町広報や新聞折込み等で周知します。また、特定健康診査対象者については受診勧奨文書を送付し、窓口勧奨も実施します。また、10月時点での未受診者には再度受診文書を郵送します。	
インセンティブな取組み	1月～2月にかけて健康づくり教室を開催し、座学や運動講座により、参加者の健康増進に対する意識付けを推進します。	
その他特記事項	特になし	

【倶知安町】

	特定健康診査	
実施方法	特定健康診査実施については、町民の利便性に配慮し、身近な場所での受診が可能となること及び通年で都合に合わせて受診できるように、健診機関に委託します。	
実施場所	集団健診	個別健診
	① 倶知安厚生病院 ② 北海道対がん協会札幌がん検診センター	(町内4か所) ・ 倶知安厚生病院 ・ くとさん外科胃腸科 ・ さとう内科医院 ・ 白樺会内科クリニック (町外1か所) ・ 北海道対がん協会札幌がん検診センター
実施期間	集団健診	個別健診
	① 7月(5日間) ② 8月・9月又は10月(各1日)	4月から翌年3月まで
自己負担額	無 料	
実施項目	「基本的な健診項目」「詳細な健診項目」の共通事項に加え、町の追加項目として、血管内皮障害・腎機能障害につながる状態をより把握するための、血液検査における「尿酸」「総コレステロール」及び尿検査における「尿潜血」を全対象者に実施します。	
受診方法	集団健診	個別健診
	町・保健指導係に申込をして受診	健診医療機関に直接申込をして受診
健診結果通知	集団健診	個別健診
	結果説明会において町保健師・栄養士から説明	健診医療機関から結果通知された後、必要に応じて町保健師・栄養士から健診事後健康相談においても説明
周知・案内方法	集団健診	個別健診
	5月上旬 広報に保健事業ガイドを折込 5月下旬～6月上旬 特定健診受診券及び健診案内を個別郵送、及び、集団健診受付前の個別勧奨郵送(前年度受診者、節目年齢、未受診者等)10月以降 未受診者再勧奨案内郵送(その他の未受診者勧奨については後述)	
インセンティブな取り組み	・ 北海道健康マイレージ事業を活用します。 ～特定健診や健康診査、各種がん検診等、自らの健康づくりの取組等にポイントを付与し、受診や参加した町民の皆さんに一定以上のポイントが貯まると景品が付与される。	

	<ul style="list-style-type: none"> ・地元商業関係者と連携し、対象者の受診勧奨を促進します。
<p>その他特記事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○未受診者対策 <ul style="list-style-type: none"> ・集団健診前の受診勧奨（ヒター未申込者、勧奨対象未申込者等）及び、集団健診終了後の 10 月以降について、未受診者勧奨案郵送の他、対象者を絞った受診勧奨訪問等を行います。 ・受診率向上のため、通院者等の検査データを特定健康診査の受診結果として利用できるよう、健診機関との連携を目指します。 ○他検診同時実施 <ul style="list-style-type: none"> ・健康増進法による健診等とあわせて実施します。 <p>～胃・肺・大腸がん検診、骨検診、肝炎ウイルス検診、エキノкокクス症検診、</p> <p>ピロリ菌検査、子宮・乳がん検診等（健診医療機関による）</p> ○健診対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・年度途中加入者も対象とします。 ・30 代の国民健康保険被保険者、30 歳以上の生活保護者、後期高齢者についても、生活習慣病の発症予防・重症化予防のために、同様の健診を実施していきます。

【倶知安町】

	特定保健指導	
実施方法	町保健師・栄養士が実施します。	
実施場所	保健福祉会館、又は、対象者の自宅や職場等、対象者の都合に合わせて行います。	
実施期間	集団健診受診者	個別健診受診者
	受診日から概ね2ヶ月以内に開始	受診日から概ね2ヶ月以内に開始
自己負担額	無 料	
実施内容	動機付け支援	積極的支援
	保健師・栄養士の個人面接・指導のもとに行動計画を策定し、生活習慣の改善のための取組みに係る動機付けの支援をします。	保健師・栄養士の個人面接・指導のもとに行動計画を策定し、対象者による主体的な取組みに資する適切な働きかけをします。
周知・案内方法	集団健診受診者	個別健診受診者
	健診結果説明会の案内と共に周知します。	健診事後健康相談の案内と共に周知します。
インセンティブな取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・健診分析ソフト「マルチマーカー」を活用して経年管理を行うと共に、経年結果一覧表を作成し、個々の体の状況を伝えながら行います。 ・健診結果・家族歴・既往歴・治療状況・食事や生活の状況等に基づいて、個々に合わせた関係資料を用いて、体のメカニズムを伝えながら行います。 ・受診勧奨が必要な対象者には、特に、体の状況に加えながら、将来予測等受診の重要性を十分に伝えるように行います。 	
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・データヘルス計画をもとにした町の健康実態から、特定保健指導に該当しない重症化予防対象者についても実施します。 重症高血圧未治療者、糖尿病性腎症重症化予防対象者、脂質異常、腎機能低下等の有所見者 ・健診と同様に、生活習慣病の発症予防・重症化予防のために、30代の国民健康保険被保険者、30歳以上の生活保護者、後期高齢者についても、保健指導を実施していきます。 	

【共和町】

	特定健康診査	
実施方法	特定健康診査実施については、町民の利便性に配慮し、身近な場所での受診、個人の日程に合わせて受診できるよう近隣医療機関に委託します。	
実施場所	集団健診	個別健診
	○（全町民）共和町保健福祉センター ○（農協組合員） ・ J A 北海道厚生連 ・ 倶知安厚生病院 ・ 札幌厚生病院	・ 共和町前田診療所 ・ 共和町小沢診療所 ・ 共和町発足診療所
実施期間	集団健診	個別健診
	・ 町で実施の集団健診については、10月末～11月初旬の7日間 ・ ドックについては、4月から翌年3月まで	4月から翌年3月まで
自己負担額	1,000 円	
実施項目	「基本的な健診項目」に加え「詳細な健診項目」についても共通事項のとおり実施します。（肥満度、白血球、血小板、クレアチニン、尿酸、尿潜血、総コレステロール、総蛋白、A/G比を独自で追加）	
受診方法	事前郵送の問診票を持参し特定健康診査会場又は健診機関で受診することとします。	
健診結果通知	健診結果については、保健師から通知します。	
周知・案内方法	集団健診	個別健診
	・ 健診案内のチラシと健診申込み葉書を町内全戸配布で周知します。 ・ 前年度の特定健康診査未受診者に個別案内等の受診勧奨をします。	
インセンティブな取組み	継続して特定健康診査を受診した方に記念品を配布すること等を予定	
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ H 2 8 年度特定健診未受診者対策事業を実施 ・ 町実施の集団健診については、土曜日・休日も実施。待ち時間短縮のため予約制としています。 ・ 健診対象者については、年度途中加入者も対象とします。また、35歳から39歳の方も集団健診の対象とし、早期に疾病予防・発見につとめ医療費抑制に努めます。 ・ 集団健診については、がん検診（胃がん・肺がん・大腸がん・前立腺がん）と同日に実施可能。 	

【共和町】

	特定保健指導	
実施方法	共和町保健師が実施します。 (ドック受診者は、医療機関に委託)	
実施場所	共和町保健福祉センター、対象者の自宅	
実施期間	集団健診受診者	個別健診受診者
	受診日から3ヶ月以内に開始	受診日から3ヶ月以内に開始
自己負担額	無 料	
実施内容	動機付け支援	積極的支援
	保健師・管理栄養士の個人面接・指導のもとに行動計画を策定し、生活習慣の改善のための取組みに係る動機付けの支援をします。	保健師・管理栄養士の個人面接・指導のもとに行動計画を策定し、対象者による主体的な取組みに資する適切な働きかけをします。
	・食事調査を実施し、個人の食生活に合わせて食事指導を実施。	
健診結果通知	なし	
周知・案内方法	対象者に健診結果と一緒に特定保健指導の案内をします。	
インセンティブな取組み	特定保健指導受診者に記念品を配布すること等を予定	
その他特記事項	・特定保健指導対象者には、二次検診（頸動脈エコー、糖負荷試験検査）を実施します。	

【泊村】

	特定健康診査	
実施方法	特定健康診査実施については、村民の利便性に配慮し、身近な場所での受診が可能となるように、健診機関に委託します。	
実施場所	集団健診	個別健診
	・泊村総合福祉センター ・泊地区集会所及び盃地区集会所	村が指定する健診機関
実施期間	集団健診	個別健診
	5月（1日）、1月（2日） （計3日間）	4月から翌年3月まで
自己負担額	無 料	
実施項目	「基本的な健診項目」を共通項目のとおり実施し、「詳細な健診項目」については、眼底検査を全員実施します。心電図検査及び貧血検査については共通事項のとおり実施します。 また、村独自に尿酸、クレアチンを健診項目として追加します。	
受診方法	事前郵送の受診券と問診票を持参し特定健康診査会場又は健診機関で受診することとします。	
健診結果通知	健診結果については、保健師、栄養士から健診結果説明会又は訪問により通知します。	
周知・案内方法	集団健診	個別健診
	村広報誌のチラシにより全戸に周知し、対象者全員へ健診案内を郵送します。健診予約のない特定健康診査対象者全員に電話勧奨を実施し受診勧奨を行います。 1回目の集団健診後に未受診者に受診券を郵送し再度受診勧奨します	
インセンティブな取組み	特になし	
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ H 2 7 年度特定健診未受診者対策事業を実施 ・ 受診率向上のため、通院者等の検査データを特定健康診査の受診結果として利用できるよう、健診機関との連携を目指します。 ・ 健康増進法による健診とあわせて実施します。 ・ 健診対象者については、年度途中加入者も対象とします。また、30歳から39歳の方も集団健診の対象とします。 	

【泊村】

	特定保健指導	
実施方法	泊村保健師、栄養士が実施します。	
実施場所	泊村総合福祉センター、泊村役場及び対象者の自宅	
実施期間	集団健診受診者	個別健診受診者
	健診結果説明会又は訪問による通知終了後から開始	訪問による通知終了後から開始
自己負担額	無 料	
実施内容	動機付け支援	積極的支援
	保健師、栄養士の個人面接・指導のもとに行動計画を策定し、生活習慣の改善のための取組みに係る動機付けの支援をします。	保健師、栄養士の個人面接・指導のもとに行動計画を策定し、対象者による主体的な取組みに資する適切な働きかけをします。
健診結果通知	健診結果については、保健師、栄養士より通知します。	
周知・案内方法	健診結果説明会又は訪問により面接で案内します。	
インセンティブな取組み	特になし	
その他特記事項	・健康増進法による健診とあわせて実施します。	

【神恵内村】

	特定健康診査	
実施方法	特定健康診査実施については、村民の利便性に配慮し、身近な場所での受診が可能となるように、健診機関に委託します。	
実施場所	集団健診	個別健診
	神恵内村漁村センター	神恵内村立神恵内診療所及び村が指定する健診機関
実施期間	集団健診	個別健診
	5月、10月 (1日間ずつ計2日間)	4月から翌年3月まで
自己負担額	無 料	
実施項目	「基本的な健診項目」に加え「詳細な健診項目」についても共通事項のとおり実施します。また、村独自に尿酸、尿素窒素を健診項目として追加し、全員に実施します。	
受診方法	事前郵送の問診票を持参し特定健康診査会場又は健診機関で受診することとします。	
健診結果通知	集団検診の健診結果については、保健師から健診結果説明会または家庭訪問により通知します。個別健診の健診結果については、後日郵送通知、または健診機関で受診者に直接通知します。	
周知・案内方法	集団健診	個別健診
	全世帯に村広報誌折り込みチラシの配布とIP告知放送で周知します。国民健康保険被保険者全員へ郵送による健診案内を送付します。 1回目の集団健診後に未受診者に受診券を郵送し、再度受診勧奨します。	
インセンティブな取り組み	特になし	
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・受診率向上のため、通院者等の検査データを特定健康診査の受診結果として利用できるよう、地元医療機関との連携を目指します。 ・健康増進法による健診とあわせて実施します。 ・健診対象者については、年度途中加入者も対象とします。また、30歳から39歳の方も集団健診の対象とします。 	

【神恵内村】

	特定保健指導	
実施方法	神恵内村保健師、または健診機関が実施します。	
実施場所	村が指定する村内施設、健診機関及び対象者の自宅	
実施期間	集団健診受診者	個別健診受診者
	受診日から2ヶ月以内に開始	受診日から2ヶ月以内に開始
自己負担額	無 料	
実施内容	動機付け支援	積極的支援
	保健師の個人面接・指導のもとに行動計画を策定し、生活習慣の改善のための取組みに係る動機付けの支援をします。	保健師の個人面接・指導のもとに行動計画を策定し、対象者による主体的な取組みに資する適切な働きかけをします。
健診結果通知	健診結果については、保健師から通知します。	
周知・案内方法	町内全戸配布とIP告知放送で周知します。国民健康保険被保険者全員へ健診案内を郵送します。健診予約のない特定健康診査対象者全員に電話勧奨を実施し、受診勧奨を行います。 1回目の集団健診後に未受診者に受診券を郵送し再度受診勧奨します。	
インセンティブな取組み	特になし	
その他特記事項	健診対象者については、年度途中加入者も対象とします。また、30歳から39歳の方も集団健診の対象とします。	

【積丹町】

	特定健康診査	
実施方法	<p>特定健康診査実施については、町民の利便性に配慮し、4地区会館で実施し、それ以外の地区住民に対して送迎対応します。</p> <p>その他、町外の実施については、健診センターによる送迎バスを全地区まで運行します。</p>	
実施場所	集団健診	個別健診
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 神岬会館（JA札幌厚生病院） ・ 余別地区コミュニティセンター（〃） ・ 野塚地区ふれあい交流館（〃） ・ 総合文化センター（〃） ・ 北海道対がん協会（札幌市東区） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積丹町国民健康保険診療所 ・ 北海道対がん協会（札幌市東区）
実施期間	集団健診	個別健診
	5月2日間、9月3日間、11月2日間、2月2日間	4月契約後、年度末まで。
自己負担額	500円	
実施項目	「基本的な健診項目」に加え「詳細な健診項目」について、原則全員実施します。	
受診方法	事前予約の上、事前郵送の問診票を持参し、特定健康診査会場又は健診機関で受診することとします。	
健診結果通知	健診結果については、郵送または、訪問、10月・3月実施の結果説明会にて保健師から通知します。	
周知・案内方法	集団健診	個別健診
	<p>年度当初に健診ガイドを町内全戸配布し、健診時期に町内全戸配布とIP告知放送で周知します。国民健康保険窓口来所持に受診勧奨等実施します。</p> <p>過去に受診履歴のある対象者等へ電話勧奨を実施します。</p> <p>その他、訪問による受診勧奨を実施します。</p>	
インセンティブな取り組み	<p>・ 積丹町げんき応援“Wan”歩イント事業</p> <p>各種健康づくり活動（各種健診の受診や健康づくり教室の参加など）の参加者へ「健康ポイント」を付与し、ポイントを貯め10ポイントで、町商工会発行の商品券1,000円分を交付し、15ポイントで健康づくりグッズ等の抽選に参加できます。</p>	

その他特記事項	<ul style="list-style-type: none">・受診率向上のため、通院者等の検査データを特定健康診査の受診結果として利用できるよう、健診機関との連携を実施します。・健康増進法による健診とあわせて実施します。・健診対象者については、年度途中加入者も対象とします。また、年度末年齢19歳（高校卒業）から39歳の方も集団健診の対象とします。・後期高齢者健診もあわせて実施します。・社会保険加入者（一部）もあわせて実施します。
---------	--

【積丹町】

	特定保健指導	
実施方法	積丹町保健師が実施します。 その他管理栄養士や、健康運動指導士も一部雇い上げて実施しています。	
実施場所	対象者の自宅 対象者の職場 役場（役場併設会館含む）	
実施期間	集団健診受診者	個別健診受診者
	受診日から概ね1ヶ月後、結果判明の後開始	受診日から概ね1ヶ月後、結果判明の後開始
自己負担額	無 料	
実施内容	動機付け支援	積極的支援
	保健師の個人面接・指導を実施し、生活習慣の改善のための取組みに係る動機付けの支援をします。必要時応じ、管理栄養士や健康運動指導士の指導も実施していく。	保健師の個人面接・指導を実施し、対象者による主体的な取組みに資する適切な働きかけをします。必要時応じ、管理栄養士や健康運動指導士の指導も実施していく。
健診結果通知	健診結果については、郵送または、訪問等により、保健師から通知します。 情報提供レベルについても、町で取り決めた基準に基づき保健師等の個別面接・指導を実施している。	
周知・案内方法	結果説明会対象とする方には、全員個別に周知します。 訪問指導対象者には、個別に保健師から電話等により周知します。	
インセンティブな取組み	・積丹町げんき応援“W a n”歩イント事業の対象事業としている。 (特定健康診査の欄参照)	
その他特記事項	・受診率向上のため、結果説明会欠席者に対しては訪問等に切り替え指導します。	

【古平町】

	特定健康診査	
実施方法	特定健康診査実施については、町民の利便性に配慮し、身近な場所での受診が可能となるように、健診機関への委託と町立診療所での個別健診で実施します。	
実施場所	集団健診	個別健診
	委託先：札幌商工診療所 文化会館 ・ 漁港会館	古平町立診療所 海のまちクリニック
実施期間	集団健診	個別健診
	5月、11月 (1日間ずつ計2日間)	12月から翌年3月まで
自己負担額	500円	
実施項目	「基本的な健診項目」に加え、「詳細な健診項目」と町独自に尿酸値についても、受診者全員に追加実施します。	
受診方法	事前郵送の問診票を持参し、特定健康診査会場又は古平町立診療所で受診することとします。	
健診結果通知	健診結果については、集団健診、個別健診とも保健師から通知します。集団健診の場合は、結果説明会のご案内を差し上げることもあります。	
周知・案内方法	集団健診	個別健診
	<p>チラシの町内全戸配布と防災無線を通し周知します。</p> <p>国民健康保険被保険者全員への郵送物に健診案内を同封します。</p> <p>特定健康診査対象者のうち、前年度受診し今年度まだ健診申込みのない方や今年度初めて特定健診の対象となった方に、電話勧奨を実施し受診勧奨を行います。</p> <p>集団健診後に、まだ健診未受診である方に個別健診の勧奨チラシの送付と電話による再度受診勧奨を行います</p>	
インセンティブな取り組み	今後検討していきます。	
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通院者等の検査データを特定健康診査の受診結果として利用できるよう、町立診療所との連携を目指します。 ・ 健康増進法による胃・肺・大腸がん検診、肝炎ウイルス検査、エキノコックス症血液検査と同時受診が可能です。 ・ 健診対象者については、年度途中加入者も対象とします。また、19歳から39歳の方も集団健診・個別健診の対象とします。 ・ 他保険の受診券による健診も受け入れています。 	

【古平町】

	特定保健指導	
実施方法	古平町保健師が実施します。	
実施場所	対象者の自宅または、元気プラザ ※初回面接は、結果説明会と合わせて実施する場合があります。	
実施期間	集団健診受診者	個別健診受診者
	受診日から2ヶ月以内に開始	受診日から2ヶ月以内に開始
自己負担額	無料です。	
実施内容	動機付け支援	積極的支援
	保健師・管理栄養士の個人面接・指導のもとに行動計画を策定し、生活習慣の改善のための取組みに係る動機付けの支援をします。	保健師・管理栄養士の個人面接・指導のもとに行動計画を策定し、対象者による主体的な取組みに資する適切な働きかけをします。
健診結果通知	健診結果については、集団健診、個別健診とも保健師から通知します。集団健診の場合は、結果説明会のご案内を差し上げることもあります。	
周知・案内方法	特定保健指導の対象となった方には、結果説明会または、結果通知の機会に保健師よりお知らせします。	
インセンティブな取組み	今後検討していきます。	
その他特記事項	・特定保健指導の対象とはならなかったが、高血圧等の生活習慣病発症(重症化)リスクの高い方について、「脳・心血管疾患重症化予防支援事業(通称いきいき教室)」を実施しています。	

【仁木町】

	特定健康診査	
実施方法	特定健康診査実施については、町民の利便性に配慮し、身近な場所での受診が可能となるように、健診機関に委託します。	
実施場所	集団健診	個別健診
	仁木町町民センター 然別生活館 銀山生活改善センター 新おたる農協本所 円山クリニック（札幌市） 対がん協会（札幌市）	森内科胃腸科医院（仁木町） 円山クリニック（札幌市） 対がん協会（札幌市）
実施期間	集団健診	個別健診
	6月～翌年3月まで （町民センター2日、然別生活館1日、銀山生活改善センター1日、新おたる農協本所1日、円山クリニック6日、対がん協会2日）	5月から翌年3月まで
自己負担額	1,300円	
実施項目	「基本的な健診項目」に加え「詳細な健診項目」についても共通事項のとおり実施します。	
受診方法	事前郵送の問診票を持参し特定健康診査会場又は健診機関で受診することとします。	
健診結果通知	健診結果については、保健師及び検査機関から通知します。	
周知・案内方法	集団健診	個別健診
	町内全戸配布で周知します。国民健康保険被保険者特定健診対象者への郵送物に健診案内を同封します。健診予約のない特定健康診査対象者に電話勧奨を実施し受診勧奨を行います。	
インセンティブな取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道健康マイレージ事業 平成29年度は北海道健康マイレージ事業は未実施。 平成30年度以降は、北海道健康マイレージ事業は実施せず、他の方法での取組みを検討することとする。 	
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・健康増進法による健診とあわせて実施します。 ・健診対象者については、年度途中加入者も対象とします。また、30歳から39歳の方も集団健診の対象とします。 ・平成30年度以降、未受診者・受診率向上のための対策を検討していくこととする。 	

【仁木町】

	特定保健指導	
実施方法	仁木町保健師及び管理栄養士が実施します。	
実施場所	健診会場、対象者の自宅、仁木町保健センター他	
実施期間	集団健診受診者	個別健診受診者
	平成30年度より、健診受診者に初回面談を行うこととする。困難な場合は、健（検）診機関より結果返却から開始	平成30年度より、健診受診者に初回面談を行うこととする。困難な場合は、健（検）診機関より結果返却から開始
自己負担額	無 料	
実施内容	動機付け支援	積極的支援
	保健師の個人面接・指導のもとに行動計画を策定し、生活習慣の改善のための取組みに係る動機付けの支援をします。	保健師の個人面接・指導のもとに行動計画を策定し、対象者による主体的な取組みに資する適切な働きかけをします。
健診結果通知	健診結果については、保健師・管理栄養士から通知します。	
周知・案内方法	健診のお知らせに、健診時に初回面談を行う可能性がある旨を記載しています。 結果返却時に対象者に保健指導を行う旨を記載した案内を同封しています。	
インセンティブな取組み	特になし	
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・健康増進法による健診とあわせて実施します。 ・特定保健指導対象外であるが、生活習慣病の重症化等の可能性がある対象者に対し、結果説明会を実施。 ・全町民対象に、ノルディックウォーク・ストレッチ等の健康運動教室を実施。また、特定保健指導対象者や結果説明会対象者に個別勧奨を実施。 	

【赤井川村】

	特定健康診査	
実施方法	特定健康診査実施については、村民の利便性に配慮し、身近な場所での受診が可能となるように、健診機関に委託します。	
実施場所	集団健診	個別健診
	赤井川村健康支援センター	実施していません
実施期間	集団健診	個別健診
	10月（3日間）	—
自己負担額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20歳から64歳の課税世帯は、1,000円 ・ 20歳から64歳の非課税世帯及び65歳以上は無料 	
実施項目	「基本的な健診項目」を共通事項のとおり実施し、「詳細な健診項目」については全員実施します。また、村独自に、HbA1c と腎機能（クレアチニン、尿酸）を健診項目として追加します。	
受診方法	事前郵送の受診券・問診票を持参して特定健診診査会場で受診します。	
健診結果通知	健診結果については、担当課から通知します。	
周知・案内方法	集団健診	個別健診
	案内を全戸配布し、広報・防災無線放送・未受診者訪問にて周知します。	
インセンティブな取組み	特になし	
その他特記事項	特になし	

【赤井川村】

	特定保健指導	
実施方法	赤井川村保健師が実施します。	
実施場所	赤井川村健康支援センター及び対象者の自宅。	
実施期間	集団健診受診者	個別健診受診者
	11月から開始	—
自己負担額	無料	
実施内容	動機付け支援	積極的支援
	保健師の個人面接・指導のもとに行動計画を策定し、生活習慣の改善のための取組みに係る動機付け支援をします。	保健師の個人面接・指導のもとに行動計画を策定し、対象者による主体的な取組みに資する適切な働きかけをします。
健診結果通知	健診結果については、担当課から通知します。	
周知・案内方法	健診結果説明会時又は電話・訪問にて案内します。	
インセンティブな取組み	特になし	
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・健康増進法による検診と合わせて実施します。 ・健診対象者については、年度途中加入者及び39歳以下も対象とします。 	

第4章 個人情報の保護

1 記録の保存方法

特定健康診査等により得られたデータは、国による標準的なデータファイル仕様に基づく電子ファイルの形態で保存・管理し、原則として5年間保存します。

なお、データの保存・管理は、北海道国民健康保険団体連合会への委託により行います。

2 個人情報の取扱い

特定健康診査や特定保健指導により得られる個人情報に関しては、「個人情報保護に関する法律」及び同法に基づくガイドライン等並びに「後志広域連合個人情報保護条例」を遵守し取り扱います。

第5章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

特定健康診査等実施計画については、法第19条第3項に基づき、広報及びホームページによる周知を図ります。

第6章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

特定健康診査・特定保健指導の実績及び取組みの状況について、効果的かつ計画的な運営が実施できているか、適宜見直しを図っていくとともに、本計画の最終年度（平成35年度）に評価を行います。

後志広域連合国民健康保険特定健康診査等実施計画
(第3期計画期間:平成30年度～平成35年度)

平成30年3月

後志広域連合国民健康保険課
〒 044-8588 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目
電 話 (0136)55-8012
FAX (0136)22-4466